

2025年（令和7年）6月吉日

保護者のみなさまへ

明石市教育委員会事務局児童生徒支援課
明石市教育委員会事務局教育企画室
明石市こども局こども育成室

明石市立学校園における
「来校・来園時の基本ルール」「安全・安心の確保に向けた取組」について

平素は、本市教育行政及び各学校園運営に対しまして、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、先日、東京都立川市で小学校に男が侵入し、教職員が暴行を受けるという事件が発生しました。保護者様におかれましても、お子様が通っている学校園での面談方法や安全確保について不安に感じられた方もおられるかと思えます。

そこで、この度、保護者様が各学校園へ来校・来園いただく際の基本ルールとともに、各学校園及び通学路におけるお子様の安全・安心の確保に向けた取組等を改めてお知らせします。

保護者様におかれまして、引き続き各学校園運営にご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 保護者のみなさまへのお願い

- (1) 面談等で学校園へお越しの際には、「**2 保護者様の面談等での来校・来園時の基本ルールについて**」に記載の各項目をご確認の上、お越しく下さい。
- (2) 幼児児童生徒又は教職員に対して、暴力・物に当たる等の粗暴な行為・暴言等があった際には、学校園における安全確保の観点から、直ちに警察へ通報させていただきます。あらかじめご承知おきください。
- (3) 日常生活を送るなかで、散歩や買い物、花の水やり等を登下校の時間帯に合わせ、防犯の視点を持って子どもたちを見守る「ながら見守り活動」にご協力をお願いします。また活動中に不審者を見かけたら、すぐに警察へ通報してください。

2 保護者様の面談等での来校・来園時の基本ルールについて

- (1) 面談等は、原則として4月に家族構成等ご記入いただいた書面（家庭調査票・個人カード）に記載された保護者様と行います。

保護者様以外の方が同伴された場合、面談等への同伴者様の同席をお断りする場合があります。

（裏面へ続きます）

(2) 最初に、職員室へお越しください。

職員室で、お名前とご用件を確認させていただきます。なお、保護者証を配付している学校園では、保護者証を他人から見える位置に必ず着用してください。

インターホンがある場合は、事前にインターホンでお名前等をお伝えください。

(3) 事前にご連絡をお願いします。

事前のご連絡なくお越しになられた場合、他の業務との関係上、面談等を後日実施させていただく場合があります。

3 明石市が実施しているお子様の安全・安心の確保に向けた取組について

(1) 学校警備員の配置

子どもへの被害を防止し、校内及び校区内の安全を確保するため、小学校及び養護学校に警備員を配置し、校門付近での常駐警備及び校内外（併設幼稚園を含む）の巡回警備を行っています。

(2) 防犯カメラ及びモニターの設置

防犯カメラを小学校・幼稚園及び養護学校の全校門に、モニターを小学校・幼稚園・養護学校の職員室、警備員ボックス等に設置しています。なお、全中学校の校門へも今年度中に防犯カメラを設置する予定です。

(3) 県警ホットラインの設置

緊急時に警察へホットラインで通報できるシステムを全学校園に設置しています。職員室や校長室等に設置したボタンを押すと県警通信指令室に直接通報でき、県警通信指令室から警察署や近くのパトカーに現場へ急行するよう指示が出されます。

(4) 不審者情報メールの配信

不審者情報等メール配信システムにより、不審者情報を希望する保護者等にメールを配信し、注意喚起を行っています。

(5) スクールガードによる見守り活動の実施

各校区スクールガード（無償ボランティア）より、校内及び通学路等での子どもたちの見守り活動を実施しています。現在、市内全 28 小学校区で約 3,300 人が登録しています。

(6) 防犯ブザーの配付

子どもの危険回避及び防犯意識の向上を図るため、全小学生（神大附属を含む）に防犯ブザーを配付しています。